承　諾　書

広告入り封筒の寄贈をしたいので、南あわじ市広告掲載要綱第2条に規定する私名義の市で保有する個人情報について、市が調査（照会）することに意義なく承諾します。

年　　　月　　　日

南あわじ市長　　様

住　所

氏　名

南あわじ市広告掲載要綱

(掲載の基準)

第2条　広告媒体に掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

(1)　次に掲げる業種又は事業者に係るもの

ア　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業に該当するもの及びこれに類するもの

イ　貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの

ウ　市税を滞納しているもの

エ　法律に定めのない医業類似行為を行うもの

オ　私的な秘密事項の調査に関するもの

カ　その他広告媒体に掲載する業種又は事業者として不適当であると市長が認めるもの

(2)　法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(3)　公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(4)　人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの

(5)　政治性又は宗教性のあるもの

(6)　社会問題についての主義主張に係るもの

(7)　美観風致を害するおそれがあるもの

(8)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体等の構成員がその活動のために利用するもの

(9)　消費者保護の観点から適切でないものとして次のアからキまでに掲げるもの

ア　誇大な表現、根拠のない表示又は誤認を招くおそれがある表現

イ　虚偽の内容を表示するもの

ウ　投機又は射幸心を著しくあおるもの

エ　他の商品等と比較する表現を含むもの

オ　法令等に違反している業種、商法又は商品若しくはサービスを提供するもの

カ　責任の所在が明確でないもの

キ　広告の内容が明確でないもの

(10)　その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの